

京都市告示第 2 5 0 号

京都市青少年活動センター条例第 4 条第 1 項ただし書きの規定に基づき、次のとおり京都市伏見青少年活動センターを臨時に休所します。

令和 8 年 7 月 2 2 日

京都市長 松 井 孝 治

臨時に休所する日

令和 8 年 1 0 月 4 日（日）

（子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課）